

申告時に 必要なもの

- ①平成20年中の所得があきらかにできるもの
- ▼給与所得のある人は、給与所得に係る源泉徴収票(原本)
- ▼公的年金等の所得のある人は、公的年金等に係る源泉徴収票
- ▼事業(農業等)所得のある人は、収支計算のみになりますので、収支内訳書
- ②雑損控除を受けるには罹災証明書、「災害等に関連するやむをえない支出」の領収書等
- ③医療費控除を受けるには、医師等の領収書(領収書はあらかじめ医療を受けた人ごとに支払った合計金額を算出してください。)
- また、介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスのうち、一定の金額に相当する部分が対象となりますので、その領収書
- ④社会保険料控除を受けるには支払証明書(国民年金保険料は支払証明書添付。また、確定申告を役場以外でする人は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の証明書は、各担当課で発行します。)
- ⑤小規模企業共済掛金控除を受

けるには支払証明書

- ⑥生命保険料控除を受けるには生命保険料支払証明書
- ⑦地震(旧長期損害)保険料控除を受けるには地震(旧長期損害)保険料支払証明書
- ⑧寄付金控除を受けるには支払証明書
- ⑨勤労学生控除を受けるには学生証写し
- ⑩住宅借入金等特別控除を受けるには(1年目)
- ・住民票
- ・借入金の年末残高証明書
- ・売買契約書、請負契約書、建築確認通知書の写し
- ・家屋の登記簿謄本
- ・借入金に含まれる敷地等の購入にかかる借入金の控除を受ける場合は、その敷地の登記簿謄本、売買契約書
- ⑪申告書等(確定申告をする人で税務署から用紙が送付されている人は、その申告書や収支内訳書が必要です。それ以外の方については、申告会場にある用紙を使用します。)
- ⑫印鑑(振替納税を利用される方は本人名義の預金通帳の届出印)
- ⑬還付を受ける方で口座振替を希望される方は本人名義の預金通帳

■お問い合わせ

町民税務課税務G
☎(84)1966 (直通)
古河税務署 ☎(32)4161

■町県民税・所得税の申告受付 日程表■

会場：役場 第2会議室(2階)

月日	曜日	受付時間	受付対象行政区		月日	曜日	受付時間	受付対象行政区
2/16	月	午前9時~午後4時	元栗橋	町県民税の確定申告	3/2	月	午前9時~午後4時	川妻
2/17	火	〃	川妻		3/3	火	〃	小手指
2/18	水	〃	小手指		3/4	水	〃	堀之内新幸谷
2/19	木	〃	堀之内新幸谷		3/5	木	〃	小福田山王山
2/20	金	〃	小福田山王山		3/6	金	〃	大福田山王
2/23	月	〃	大福田山王		3/9	月	〃	江川幸主
2/24	火	〃	江川幸主		3/10	火	〃	冬木新田
2/25	水	〃	冬木新田		3/11	水	〃	土与部原宿台
2/26	木	〃	土与部原宿台		3/12	木	〃	指定日に申告できなかった人
2/27	金	〃	元栗橋		3/13	金	〃	
					3/16	月	〃	

- ◆正午から午後1時までの時間は、受け付けをご遠慮願います。
- ◆指定日に申告できなかった方は、必ず期限内に申告を済ませてください。
- ◆税務署より、申告日時の指定を受けている方は、役場では受け付けができません。(特に譲渡所得のある方はご注意ください。)
- ◆申告日の月・水・金曜日は税理士による受け付けも予定しています。

便利で有利な

振替納税

※振替納税利用の方は納期限前日までに預金残高の確認をお願いします。

■申告所得税

納期限 3月16日(月)

振替納税を利用すると 4月22日(水)

■個人事業税の消費税

納期限 3月31日(火)

振替納税を利用すると 4月27日(月)

所得税の確定申告書が
作成できます！

※詳しくは、国税庁HPの
「所得税の確定申告書作成
コーナー」をご覧ください。

⇒<http://www.nta.go.jp>